

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	御嵩町

御嵩町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 御嵩町役場 農林課
所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1
電話番号 0574-67-2111
FAX番号 0574-67-1999
メールアドレス nourin@town.mitake.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	御嵩町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、野菜等	面積 0.46ha 金額 276千円
ニホンジカ	水稲、野菜等	面積 0.00ha 金額 0千円
ヌートリア	水稲、野菜等	面積 0.00ha 金額 0千円
アライグマ	水稲、野菜等	面積 0.00ha 金額 0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

町内全域で年間を通してイノシシによる被害が発生しており、農作物のほか畦畔、農地の法面の掘り崩しなどの被害が増加している。被害は山間地域だけでなく、市街地においても発生しており、農家の生産意欲の低下が懸念されている。また、近年では被害は出ていないがニホンジカ、ヌートリア、アライグマの目撃情報が増加しており、今後の動向を注視していく必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
イノシシ	0.46ha 276千円	0.1ha 50千円
ニホンジカ	0.00ha 0千円	0.00ha 0千円
アライグマ	0.00ha 0千円	0.00ha 0千円
ヌートリア	0.00ha 0千円	0.00ha 0千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲隊を編成し、町有の捕獲檻のほか個人所有の檻を借用して、町内全域で捕獲を行なっている。	捕獲隊員の人材確保が課題である。新たな被害箇所（市街地）への檻の設置について、適切な場所の確保、維持管理も課題である。
防護柵の設置等に関する取組	電気防護柵設置経費の一部を助成し、農家負担の軽減を図っている。	電気防護柵未設置の農地に被害が発生しているため、集落全体を囲む共同設置などの対策が課題である。 山間部では、山際に接した農地が多く、緩衝帯などの整備が課題である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止のため、防除と被害原因の除去を行う。 ・ 鳥獣を寄せ付けない環境にするため、耕作放棄地や里山の適切な管理（緩衝帯の設置、枝打ち管理等）、未収穫農産物等の早期処理を啓発する。 ・ 農業者等への鳥獣被害対策の知識を普及（狩猟免許取得の促進等担い手、後継者の育成）する。 ・ 侵入防止柵設置経費の一部助成、国交付金制度等の活用について引き続き啓発活動を行う。 ・ 被害防止対策協議会が中心となって、地域住民自らが行う集落ぐるみの対策を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域自治会や、農事改良組合等からの有害鳥獣被害報告を受け、御嵩町有害鳥獣捕獲実施要領及び御嵩町有害鳥獣捕獲隊編成規程に基づき、狩猟資格保有者で組織する御嵩町有害鳥獣捕獲隊と被害状況を調査し、捕獲檻を設置して捕獲する。

また、狩猟免許取得の促進により担い手、後継者づくりを進め捕獲隊の増員し、捕獲体制を強化する。

大型鳥獣の駆除にあたりライフル銃を使用して捕獲することができる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	町所有のほか、個人所有の檻を借用して、捕獲機材を確保するとともに、必要に応じて捕獲のための箱わなを購入する。 狩猟免許取得を促進し、捕獲する人材を確保する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
<p>特に被害の多いイノシシ、近年目撃が報告されているニホンジカとヌートリア及びアライグマを対象に、農作物等の被害状況に応じ、4月から10月末にかけて御嵩町全域を対象に積極的な捕獲を行う。</p> <p>なお、必要に応じて鳥獣保護区においては3月まで捕獲する。</p> <p>各種の捕獲頭数の考えは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ…令和元年から2年度にかけてはCSFにより活動を自粛したことにより捕獲無しとしている。令和元年以前は、250頭近く捕獲できていたことにより250頭を目標とする。 ・ニホンジカ…捕獲実績は無いが、近年目撃情報が増加しており今後被害が出る可能性も考慮し、各地区1頭ずつ捕獲する目標とする。 ・ヌートリア…平成30年度以降捕獲されていないが、目撃情報は報告されている。再度被害が発生する可能性もあるため、各地区（御嵩町は4地区（上之郷、御嵩、中、伏見）、以下、「各地区」という）1頭ずつを目標とする。 ・アライグマ…直近3年の平均は3頭/年となるが、令和2年度と同等程度の捕獲を見込み、目標とする。 				
捕獲実績				
	イノシシ	ニホンジカ	ヌートリア	アライグマ
平成30年度	247頭	0頭	3頭	1頭
令和元年度	0頭	0頭	0頭	3頭
令和2年度	0頭	0頭	0頭	6頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	250頭	250頭	250頭
ニホンジカ	4頭	4頭	4頭
ヌートリア	4頭	4頭	4頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

有害鳥獣捕獲隊による、効果的なイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマの捕獲を行うことにより被害の抑制を図る。

- ・ 檻による捕獲を行う。
- ・ 実施予定期間は、4月から10月末とするが、必要に応じて3月まで延長する。
- ・ 捕獲場所は、御嵩町全域とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣類捕獲に関しては、捕獲率の向上のため、長距離の狙撃ができるライフル銃による捕獲が有効である。大型獣類による被害が発生した場合にライフル銃による捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	被害防止施設設置 費補助金数 30件	被害防止施設設置 費補助金数 30件	被害防止施設設置 費補助金数 30件

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。 効果的な侵入防止柵設置方法を紹介し、農業者等の意識を向上させる。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。 効果的な侵入防止柵設置方法を紹介し、農業者等の意識を向上させる。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ	被害状況を把握し、広報などにより被害防止の啓発を行う。 効果的な侵入防止柵設置方法を紹介し、農業者等の意識を向上させる。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

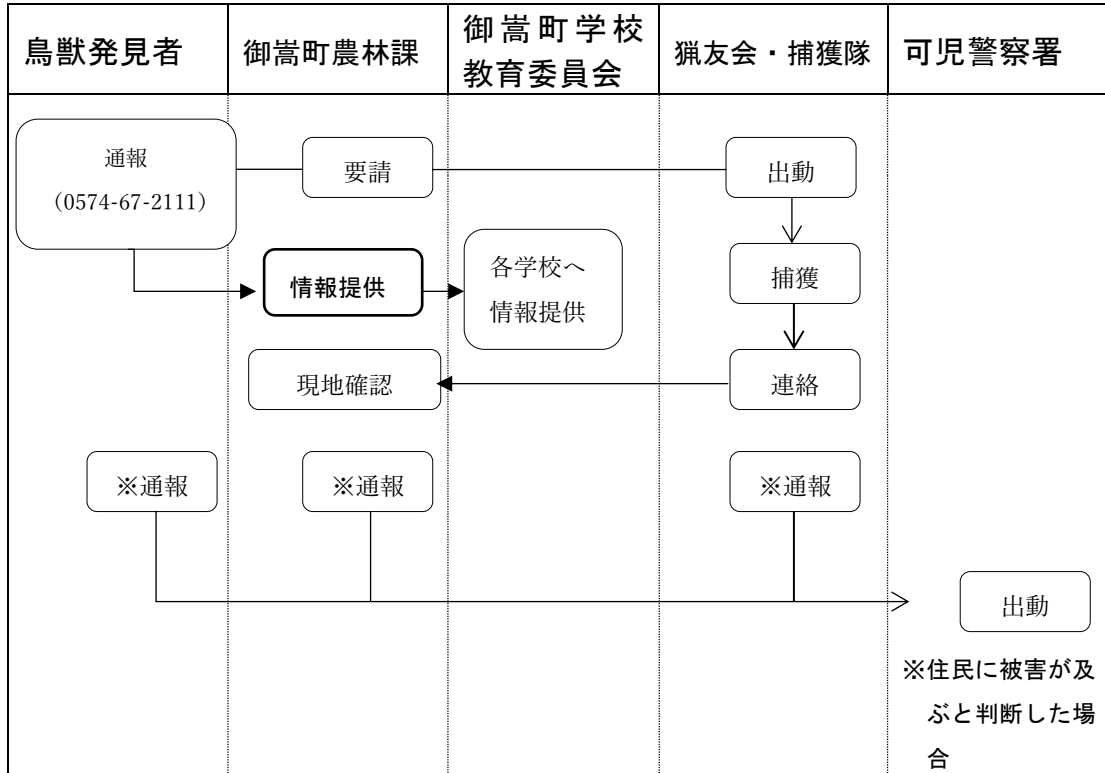
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
御嵩町猟友会	緊急時における鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町有害鳥獣捕獲隊	緊急時における鳥獣捕獲、情報提供
可児警察署	住民の安全確保
御嵩町農林課	事務局

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

- ①鳥獣発見時は速やかに御嵩町農林課へ通報する。
 ②御嵩町農林課から、猟友会、捕獲隊への要請及び御嵩町学校教育委員会へ情報提供。住民に被害が及ぶと判断した場合は可児警察署に連絡する。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋却処分又は焼却処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
御嵩町猟友会	有害鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣捕獲、情報提供
御嵩町農業委員会	関連情報提供、普及啓発
御嵩町農事改良組合	被害状況、情報収集
JAめぐみの可児営農経済センター	営農指導、普及啓発
岐阜県農業共済組合	被害調査、県連情報提供
岐阜県可茂農林事務所	被害防止対策指導、情報提供
御嵩町農林課	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
可茂県事務所	有害鳥獣捕獲及び被害防止対策に関する助言と情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

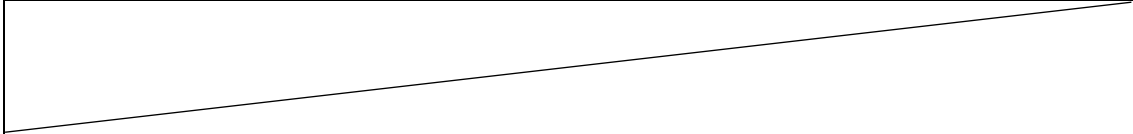
事務局（御嵩町農林課）職員が資格を取得し、御嵩町有害鳥獣捕獲隊を法律に基づく実施隊への移行を進める。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

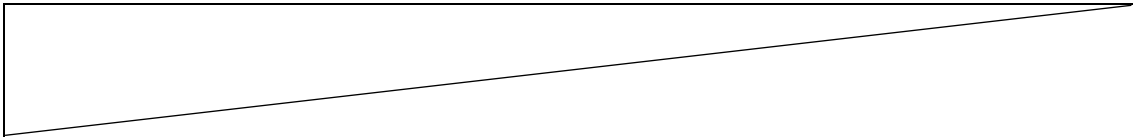
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項



(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項



(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。